

試験手数料 滋賀県東北部工業技術センター (令和元年10月1日～)

◎試験分析の依頼には、所定の用紙に会社名等の記入が必要です。
 ◎土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始(12月28日～翌年1月5日)は業務を行っていません
 ◎センターのホームページにも手数料金を掲載しています。(http://www.hik.shiga-irc.go.jp/)
 ◎県外の事務所または事業所からのご利用は、2倍の料金をいただくことになります。
 ただし、関西広域連合構成府県の事務所または事業所からのご利用は、県内と同額になります。
 関西広域連合構成府県(滋賀県以外): 京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県、鳥取県

■有機環境係 ■繊維・デザイン係 (長) 〒526-0024 長浜市三ツ矢元町27-39 TEL:0749-62-1492 FAX:0749-62-1450
 ■機械システム係 ■金属材料係 (彦) 〒522-0037 彦根市岡町52 TEL:0749-22-2325 FAX:0749-26-1779

1. 分析試験

		(円)	受付
501	定性分析	1成分	2,240 彦
503	定量分析(繊維ホルマリン)	同	5,050 長
210	定量分析(金属・無機成分)	同	2,940 彦

2. 材料試験

609	プラスチック強度試験		1,910 長	
611	糸物性試験	強伸度	1試料 1項目 1,170 長	
612		織度	同 1,180 長	
613		撚り数	同 1,060 長	
614		その他	同 1,180 長	
621	布物性試験	強伸度	同 1,170 長	
622		引き裂き	同 1,170 長	
623		寸法変化	同 1,180 長	
624		厚さ	同 1,180 長	
625		目付	同 1,180 長	
626		その他	同 1,170 長	
604	繊維鑑定	1成分	1,420 長	
605	繊維混用率試験	同	1,610 長	
608	顕微鏡写真撮影	1試料	4,630 長	
001	硬さ試験	1試料 1項目	1,200 彦	
002	硬さ分布試験	1試料 10測定まで	3,450 彦	
003	硬さ分布試験(10測定以上)	1測定	310 彦	
004	硬さ測定用 試料調整	HB,HR,HS	1試料 430 彦	
005		HV,HMV	同 1,810 彦	
010	強度試験	引張	同 1,860 彦	
011		圧縮	同 1,860 彦	
012		抗折	同 1,800 彦	
013		曲げ	同 1,800 彦	
015		衝撃 常温	同 1,610 彦	
016		衝撃 低温	同 2,220 彦	
017		降伏点または耐力	同 1,740 彦	
019		伸び	同 900 彦	
020		絞り	同 900 彦	
021		実物強度試験	1試料 1項目	2,490 彦

3. 染色試験

701	染色・仕上試験	1試料 1項目	2,100 長
702	染色堅ろう度試験	同	1,560 長
703	染色堅ろう度試験追加	10時間 ごとに	770 長

4. 組織試験

101	顕微鏡写真撮影(彦根)	1視野	3,280 彦
102	顕微鏡写真撮影(焼き増し)	焼き増し 1枚につき	480 彦
103	金属顕微鏡試験の試料調整	1試料	2,030 彦

5. 精密測定

306	表面粗さ測定	1測定	1,840 彦
307	真円度測定	同	2,000 彦
312	三次元測定	1試料 1測定	3,500 彦
313		1測定 増すごとに	1,250 彦

6. 環境試験

403	恒温恒湿試験	1試料1条件 1時間	2,050 彦
404		1時間 増すごとに	780 彦
405	冷熱衝撃試験	1試料1条件 1時間	2,310 彦
406		1時間 増すごとに	770 彦
401	塩水噴霧試験	24時間 5試料まで	4,670 彦
402		1試料 増すごとに	360 彦

7. デザイン指導

651	デザイン指導	1時間	4,280 長
-----	--------	-----	---------

8. 成績書の複本または証明書

902	和文	1通	580 長・彦
903	英文	同	680 長・彦

9. 成績書の英文作成

850	成績書の英文作成	1通	2,240 長・彦
-----	----------	----	-----------

- (注1) 県外居住者の手数料は、この表に定める額の2倍に相当する額とします。(関西広域連合構成府県を除く)
 (注2) 染色堅牢度試験の耐光・耐候堅牢度試験において、10時間を超える場合は、10時間毎に規定の料金を徴収します
 (注3) 使用時間にこの表の単位未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとします。
 (注4) この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収します。